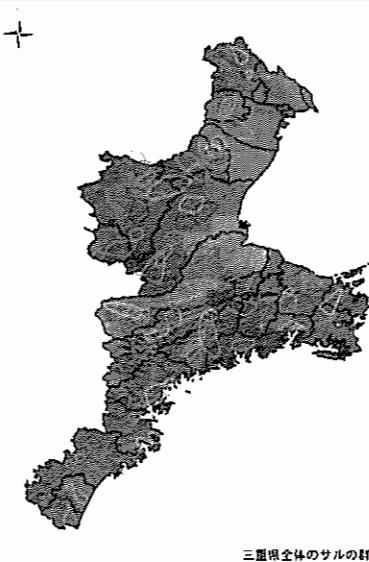


# 三重県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）（中間案）の概要

別添4-1

## 計画策定の目的

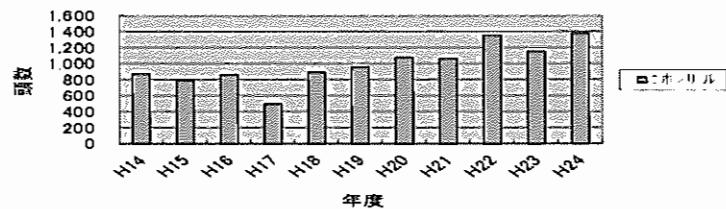
ニホンザルは、本州、四国、九州とその周辺のいくつかの島に生息する、日本固有種である。三重県においては、北部から南部まで広く分布しており、和歌山県から中部山岳地帯まで連続する中部・近畿個体群に位置づけられ、連続するニホンザル群の一部として重要な存在である。また、ニホンザル等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要もある。一方、ニホンザルによる農作物の被害は、県全体で1億2千4百万円（平成24年度）となっており、このような経済的な損失に加え、営農意欲の減退等が農山漁村地域における深刻な問題となっている。これらのことと踏まえて、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指し、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定する。



## 現状

- 分布状況：海岸部の都市部を除いて、ほぼ連続して全域に分布
- 生息状況：県内に生息する群れは約120群と推定。行動域が特定された群れは、約90群。頭数が確認された群れは、23群。
- 捕獲状況：平成24年度の捕獲数は、1,377頭。  
平成20年度より毎年1,000頭以上を捕獲。

ニホンザル捕獲数



- 被害状況：平成24年度のニホンザルによる農作物被害額は、約124百万円。

## 農作物の被害額

単位：千円

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
ニホンザル	119,341	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288

## 計画期間

■平成26年4月1日～平成29年3月31日まで

## 計画の実施区域

■県内全域

## 保護管理の目標

### ◆農作物被害を減少させる。

なお、当面の目標として農作物被害額を1億円未満（平成24年度被害額の約80%）に減少させる。

### ◆地域個体群を安定的に維持させる。

## 目標達成のための方策

### ○被害防除対策

県、市町、関係団体、住民が連携して、地域ぐるみの追い払いの実施や侵入防止柵の設置等を実施する。

### ○加害レベルに応じた対策

加害レベルに応じた被害防除対策を実施する。

#### 加害レベルに応じた対策等

加害レベル	■レベル1	■レベル2	■レベル3	■レベル4	■レベル5
被害等の状況	サルの群れが生息するが、ほとんど被害が出ることはない。稀に少数のサルが林縁部の柿や栗等を食害している。	群れ、または一部の個体が、季節的に森の中の果樹園やシイタケ、タケノコ等を食害する。少数の個体が林縁部の野菜等を食害している。農耕地に群れ全体が出てくることはない。被害作物は、選択的。	群れの大半の個体が農耕地に出てきて、農作物を食害している。被害発生は、季節的で、群れが単発的に農耕地に現れている。少数個体が人家の軒下近くまで現れるようになり、柿等を食害する。	群れ全体が、通年耕作地の近くに生息しており、常時食害がある。果樹園等の被害が増加し、また、冬の落ち穂拾い等が常習化している被害作物が多様化し、一年中被害が出ている。	農耕地への出没が常態化し、集落や人家の中に入り込む場合も多い。サルの人馴れが進み、人を威嚇したり人身被害の恐れがある。
□被害程度	0 被害なし 1 ほとんどなし	1 ほとんどなし 2 軽微	2 軽微 3 大きい	3 大きい 4 巨大	4 巨大
□出没頻度	1 あまり見ない	1 あまり見ない	1 あまり見ない 2 たまに見る	2 たまに見る 3 よく見る	3 よく見る
□生活被害	0 被害なし	0 被害なし	0 被害なし	0 被害なし 1 器物破損	1 器物破損
□出合ったときの反応	1 逃げる	1 逃げる	1 逃げる 2 逃げない	2 逃げない 3 人を威嚇する	3 人を威嚇する
主な対策	常時被害まで至つておらず、ニホンザルが集落に近づかない習慣付けが必要。 出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、ニホンザルが集落を危険視する習慣付けを行うことが重要。	被害程度は軽微な場合で、ニホンザルを集落に近づかせない対策が必要。 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行うことが特に重要。	出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行うことが効果的。必要に応じて有害鳥獣捕獲の実施を行う。	追い払いに加えて電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施を行い、群れの状況によっては、個体数調整による捕獲も実施する。	大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、有害鳥獣捕獲の実施や、個体数調整による捕獲を実施する。

### ○地域ごとの計画の策定

個体数調整のための捕獲を行う場合は、地域実施計画を市町が定める。

### ○モニタリング調査等の実施

群れの生息動向や被害対策の効果の検証のため、県・市町等が連携し実施する。

特定鳥獣保護管理計画  
(ニホンザル)  
(中間案)

三重県

## 目次

1	計画策定の目的	1
2	保護管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	特定計画の保護管理が行われるべき区域	1
5	特定鳥獣保護管理の目標	1
	(1) 現状	1
	① 生息環境	1
	② 県内サルの現状	3
	③ 農作物被害および対策の状況	4
	④ 捕獲状況	6
	⑤ その他特記事項	7
	(2) 保護管理の目標	8
	(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	8
	① 農作物被害の減少	8
	② 地域個体群の安定的な維持	10
	(4) 目標達成の方策	10
	① 群れの生息動態把握のための調査等の実施	10
	② 加害レベルの判定と対策	10
	③ 地域実施計画の策定	12
6	特定鳥獣の数の調整に関する事項	12
	(1) 個体数管理の考え方	12
	(2) 個体数管理の方法	13
	① 加害レベルに応じた地域ごとの計画策定と管理	13
	② 捕獲方法等	14
	③ 有害鳥獣捕獲の推進	15
	④ 捕獲個体の処理等	15
	⑤ 狩猟者の確保	15
7	生息環境の管理に関する事項	14
8	その他保護管理のために必要な事項	15
	(1) モニタリングの実施	15
	① 生息状況	15
	② 被害発生状況	15
	③ 被害防除実施状況	15
	④ 捕獲状況	15
	(2) 計画の実施体制	15
	① 実施体制の整備について	15
	② 合意形成について	16
	③ 普及・啓発について	16
	(3) 狩猟等に伴う事故・違反の防止	16
9	参考資料	17

## 1 計画策定の目的

ニホンザルは、本州、四国、九州とその周辺のいくつかの島に生息する、日本固有種である。

三重県においては、北部から南部まで広く分布しており、和歌山県から中部山岳地帯まで連続する中部・近畿個体群に位置づけられ、連続するニホンザル群の一部として重要な存在である。

また、ニホンザル等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要もある。

一方、ニホンザルによる農作物の被害は、県全体で1億2千4百万円（平成24年度）となっており、このような経済的な損失に加え、営農意欲の減退等が農山漁村地域における深刻な問題となっている。

これらのこと踏まえて、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指し、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定する。

## 2 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

## 3 計画の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

なお、計画期間内であっても、見直しの必要が生じた場合には、計画の改定を行うこととする。

## 4 特定計画の保護管理が行われるべき区域

県内全域を対象とする。

## 5 特定鳥獣保護管理の目標

### （1）現状

#### ① 生息環境

##### ア 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約80km、南北約170kmと南北に細長い県土を有し、中央を流れる櫛田川に沿った中央

構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。内帯地域は、東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なる。一方、外帯地域の東側はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島の東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されている。

#### イ 気候

内帯地域中、海岸地帯に位置する津市の気候は、年平均気温15.9°C（平年値：1981年～2010年の30年間の平均値、以下同じ）、年平均湿度69%と比較的温暖である。

これに対し、内帯地域の西側、布引山地等に囲まれた伊賀盆地にある伊賀市の年平均気温は、14.2°Cと県内では最も低く、夏冬や朝夕の温度較差が大きい内陸型の気候の特徴を示す。

外帯地域東側の海岸地帯は、黒潮の影響で温暖な地域が広がっており、その南側、熊野灘に面した尾鷲市の気候は、年平均気温16.1°Cと暖かい海洋型の気候となっている。また、年平均降水量は、3,848.8mmと全国有数の多雨地帯となっている。

#### ウ 森林の状況

ニホンザル（以下「サル」という。）の生息地である県内の森林の状況については、面積が372,659haで、県土面積の約65%を占めており、このうち約62%がスギ・ヒノキなどの人工林である。

山林の植生は、自然林の多くは、二次林になっているが、極相林も各所に温存されている。温暖林の極相型とされるカシ、シイなどの常緑広葉樹や温帶林の極相型とされるブナなどの落葉広葉樹も残り、特殊地域の極相林とされるゴヨウマツ・アスナロ、スギ、シデなどの林やササ原が隨所にみられる。

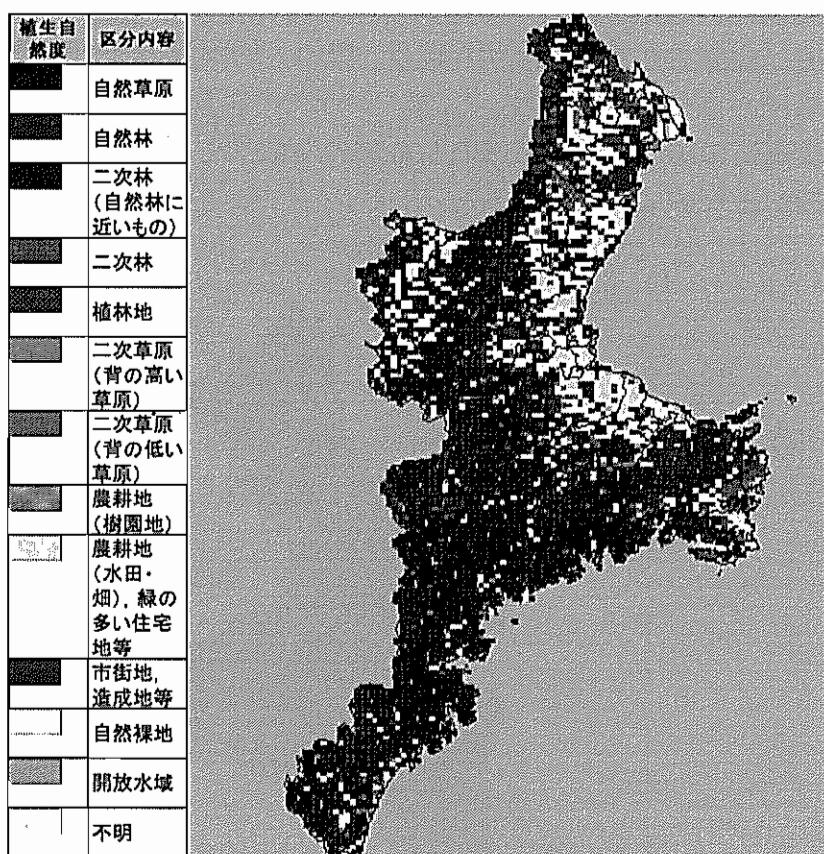
鈴鹿山系での極相は、ツブライジイ・サカキ・ウラジロガシ・ブナ・スズタケなどの優占林であり、山麓から海拔300m位までに茂るツブライジイ、海拔300～800mは主としてカシ林が広がり、海拔800m以上は、ブナを優占種とする温帶性落葉広葉樹林が広がっている。

伊賀地域では、山地部の大部分がスギ・ヒノキ植林地及びアカマツ群落、コナラ群落となっている。

県中南部では、主に亜熱帯から温帶にかけて発達する常緑広葉樹林と温帶を占める落葉広葉樹林が大部分を占めているが、台高山脈の一部には温帶の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られる。

熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスダジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達している。その内側の平野には、タブノキ林が見られる。

内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまでは、ツブライジイ、タブノキを中心とする森林であり、これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近までは、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が分布している。これら以上の標高の山地は、トウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっている。（図1 三重県植生自然度）



【図1 三重県植生自然度】

## エ 耕作地の状況

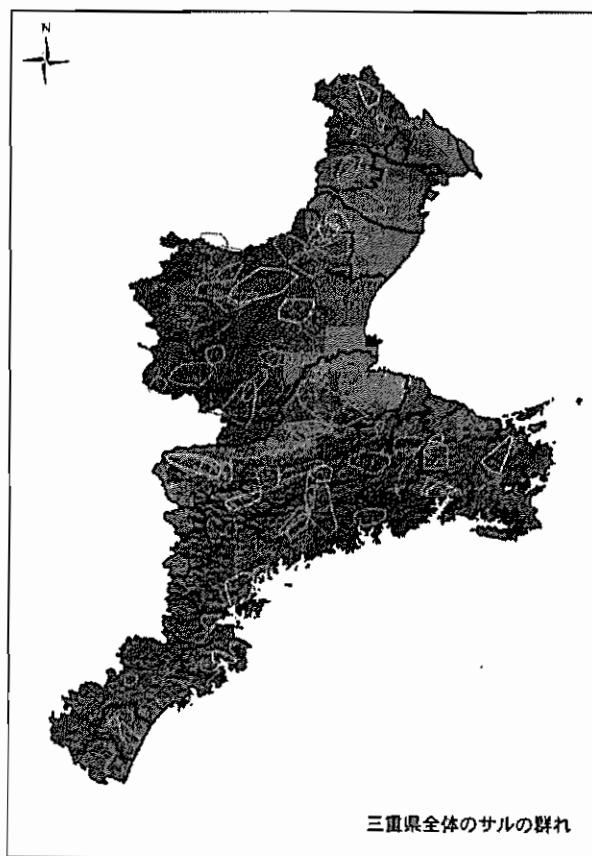
県内の平成23年度の耕地面積（畠地や水田）は、61,300haとなっており、県土総面積の10.6%を占めている。また、野生獣による農作物被害の増加原因の一つと考えられる耕作放棄地は、4,113haあり、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきている。

## ② 県内サルの現状

平成 9 年度から 11 年度にかけて三重県環境森林部が実施した、三重県ニホンザル生息調査、三重県農業研究所が平成 19 年度から 21 年度に実施した、サル群行動域調査、平成 21 年度から 22 年度に実施した農林水産省実用技術開発事業における調査、平成 23 年度から 24 年度に緊急雇用創出事業によるサル群行動域調査、その他、県内の市町や NPO が実施したサルの調査などから、三重県内には、行動域が特定された群れで約 90 群、特定できていない群れも含めれば、約 120 の群れが存在すると推定される。また、県内のサル群の状況は、図 2 のとおりで、海岸部の都市部を除いてほぼ連続して全域に群れが分布している。

行動域調査の結果、対象サル群は、概ね人的環境の利用度や集落周縁への出没頻度が高く、地域単位、広域、両面での対策が急務であると思われる。

頭数調査の結果、三重県内のサル群の頭数は、50 頭から多い群では 200 頭近くとなっている。



【図 2 県内のサル群の状況】

### ③ 農作物被害および対策の状況

#### ア 被害の経年変化

平成14年度から24年度までの、県内におけるサルによる農作物の被害額を表1に示す。

被害金額は、平成20年度の約1億5千万円が最大で、平成14年度から、ほぼ毎年、1億円以上の被害が発生している。平成24年度においては、約1億2千4百万円の被害が発生しており、イノシシに次いで2番目に多く、全体の被害額に占める割合は約30%である。また、三重県の農作物被害金額は、全国第2位である。(平成22年度、23年度)

表1 農作物の被害額

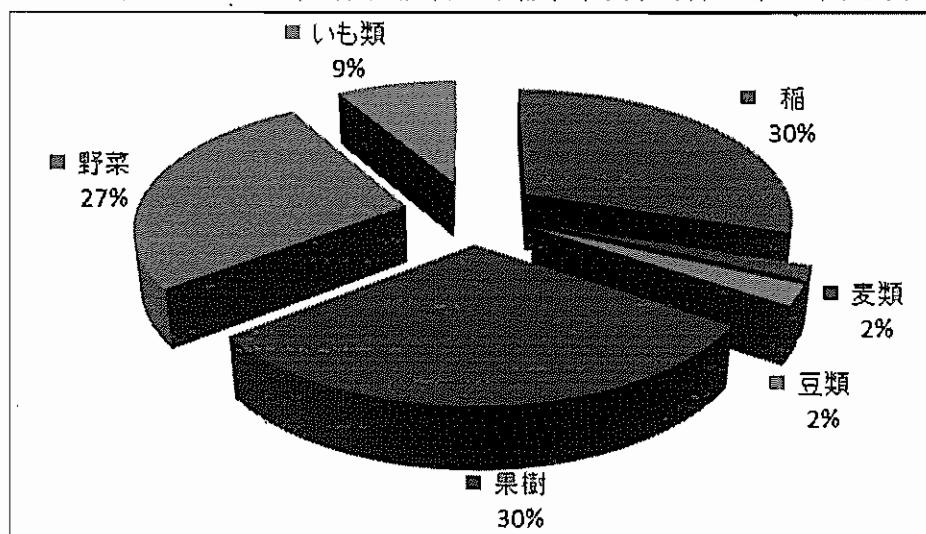
単位:千円

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
サル	102,881	127,409	119,012	110,586	49,689	119,341	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288

獣害対策課調べ

平成24年度のサルによる被害金額の作物別割合を図3に示した。

これによると、サルによる農作物被害は、稲、果樹、野菜で約9割を占める。



#### イ 被害対策の内容

被害集落アンケート(平成24年度)によると、県下でサルによる被害が発生している集落は724集落で、そのうち被害が甚大又は、大きい集落は492集落となっている。また、獣害対策に取り組む集落として、188集落が継続的な獣害対策に向けた話し合いや活動が開始されている。

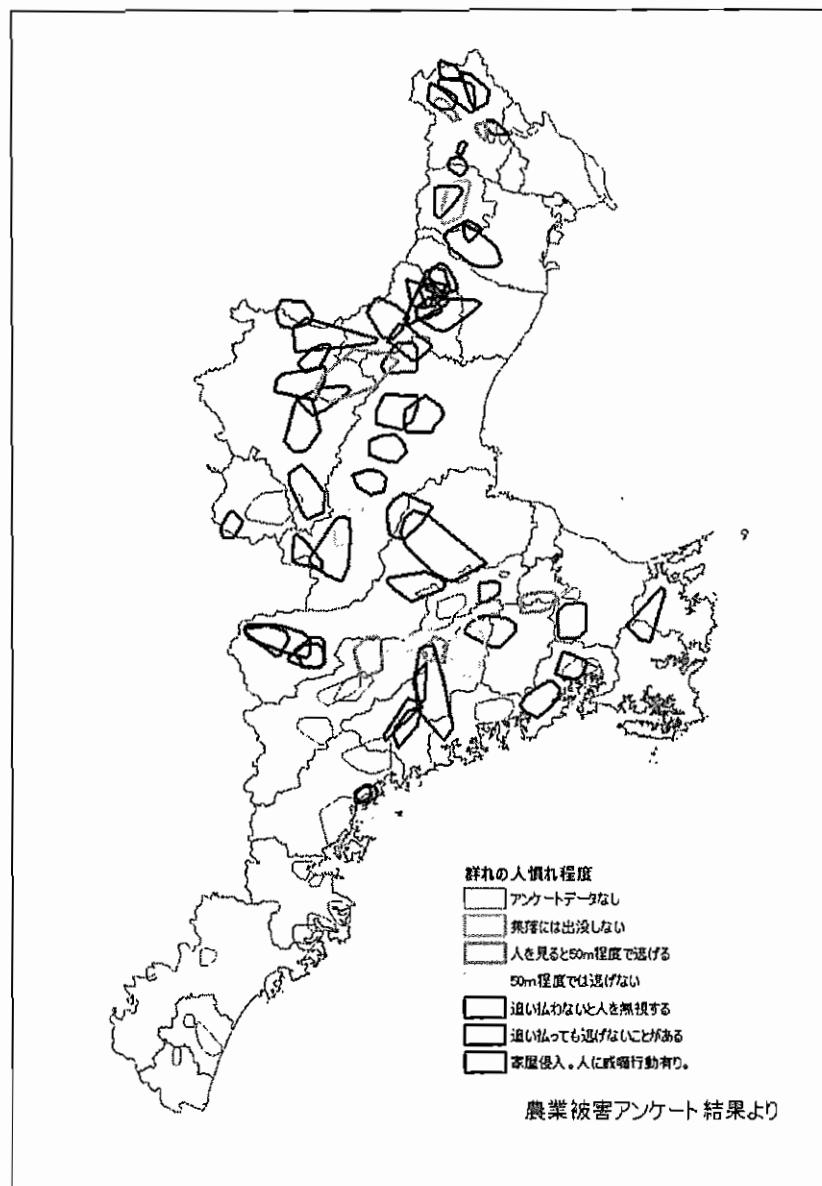
サルの集落への出没は、季節毎の集落のエサ量と強い関係性があり、エサ量のコントロールがサルの被害軽減のための基礎的な対策として重要である。

また、「集落ぐるみの追い払い」を実施した集落では、津市片田地区や伊賀市阿波地区など、複数の集落でサルの接近回数や行動域も変化し、被害が大

幅に減少している。さらに、林縁部の大豆面積が減少したエリアでは、サルの出没が減少する傾向がみられた。

#### ウ 加害群の生態（人馴れの程度）

アンケートによるサル群の人馴れ程度は、図4のとおりである。



【図4 サル群の人馴れ程度】

#### ④ 捕獲状況

サルの捕獲については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び、県の地域捕獲力強化促進事業等により、各市町獣害対策協議会等及び市町等に支援を

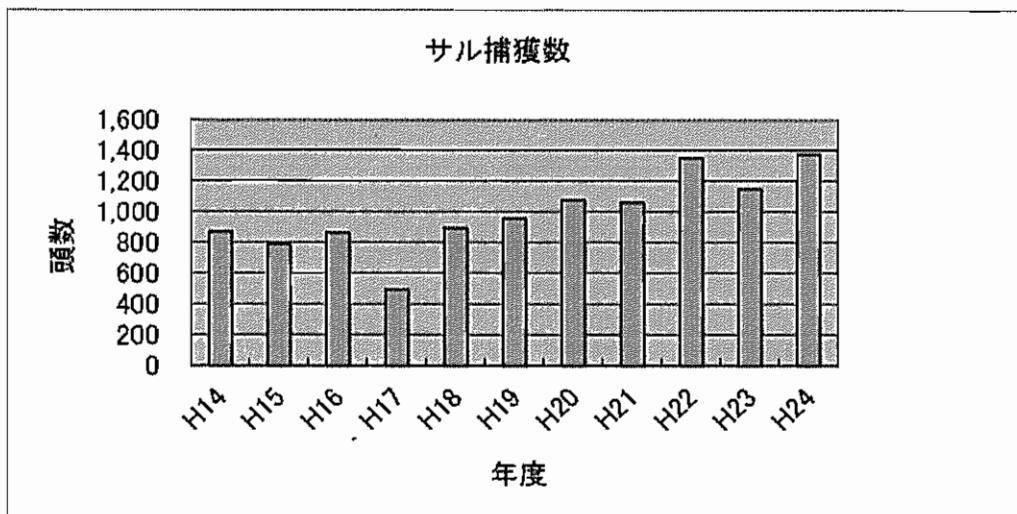
行うなどにより、実施している。県下の平成24年度までの過去10年間の捕獲実績は、表2のとおりである。サルは、非狩猟鳥獣のため有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施している。平成14年度の捕獲数は870頭であったが、平成24年度は、1,377頭の捕獲実績となり、約1.6倍となっている。

表2 サルの捕獲実績

単位:頭

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
サル	870	786	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377

獣害対策課調べ



【図5 サル捕獲数】

## ⑤ その他特記事項

### ア 各市町獣害対策協議会等の設置状況

平成19年度に施行された「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、県下の24市町に獣害対策協議会等が設置され、被害防止計画に基づく対策が実施されている。

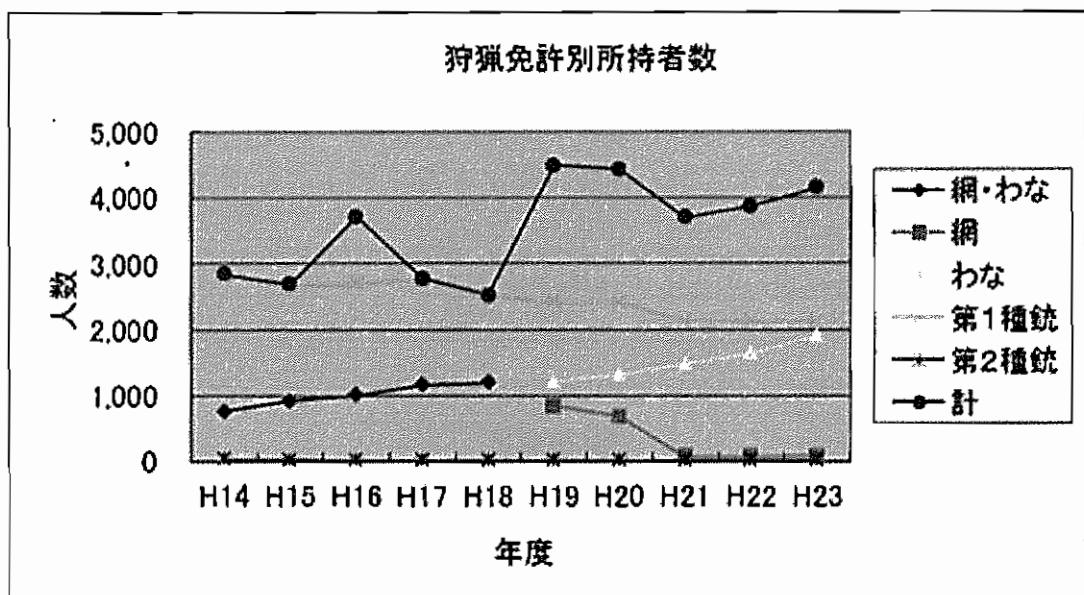
### イ 狩猟免許所持者数

本県の狩猟免許所持者数は、表3のとおり平成23年度は4,143人となっており、平成21年度の3,705人から増加傾向にある。免許種類別に見ると第1種免許所持者数は減少しているが、わな獣免許所持者数は、農家等の免許取得が進み増加している。

表3 狩猟免許別所持者数

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
網・わな	766	920	1,002	1,160	1,196					
網						838	689	74	75	87
わな						1,209	1,311	1,476	1,646	1,911
第1種銃	2,811	2,673	2,693	2,763	2,515	2,419	2,414	2,141	2,128	2,131
第2種銃	37	21	18	15	15	16	15	14	12	14
計	2,848	2,694	3,714	2,778	2,530	4,482	4,429	3,705	3,861	4,143

獣害対策課調べ



【図6 狩猟免許別所持者数】

## (2) 保護管理の目標

本県においてサルの農作物の被害が増大していることから、農作物被害を減少させ、地域個体群を安定的に維持しつつ、人とサルとの適切な関係を構築することを目的とする。具体的には、次に掲げることを目標とする。

### (1) 農作物被害を減少させる。

なお、当面の目標として農作物被害額を1億円未満（平成24年度被害額の約80%）に減少させる。

### (2) 地域個体群を安定的に維持させる。

なお、サルの捕獲に頼ることだけでは被害の軽減に繋がらないことがあり、場合によっては、加害群の分裂・拡大を促進させ、また地域個体群を絶滅させるおそれがあることから、サルの保護管理は、群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防止対策、個体数の調整、生息環境の整備、モニタリングを効果的に組み合わせて行う。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

### ① 農作物被害の減少

サルによる農作物被害は、集落に群れあるいは個体が出没し、農作物等の食物を探食することにより発生する。また、人馴れが進むことによって、集落への出没頻度が高くなったり、滞在時間が長くなったりすることによって、さらに被害が拡大することになる。

したがって、農作物被害を減少させるには、集落環境の整備や各種被害防止技術を駆使して、集落内のエサ資源量を減らすとともに、集落での追い払いなどにより、集落内での採食の機会を減少させ、サルの人間に対する警戒心や恐怖心を高める必要がある。

具体的には、後述する群れごとの加害レベルに応じて、次のような施策を講ずることとする。

#### ア 誘引物となる食べ物等の削減

野菜等の収穫残さや生ゴミの屋外投棄など、サルに対して「無意識の餌付け」につながる行為の禁止、あるいは収穫されない柿などの果樹の除去、適切な侵入防止柵の設置などを住民レベルでの取り組みとして啓発していく必要がある。

また、集落全体の取り組みとして、営農計画の中で作物の配置等の総合的管理や耕作放棄地対策の推進など、サルを引き寄せる要因を地域として排除する。

#### イ 緩衝地帯の整備

かつて、農地と里山の間には、薪・山菜等の採取を目的とした里山が整備され、野生鳥獣が里山から農地へ侵入することは稀であった。しかし、現在は、農地や住宅地等の裏山は整備が行き届かず、耕作放棄地や竹林化、藪化となっており、この結果、サル等野生鳥獣が頻繁に出没している。

そのため、地形等を勘案して、農地と接する林縁部を伐採し、農地と里山の間に緩衝地帯を設置し、サルが隠れる場所を減少させる事により、農地への出没を抑制することが必要である。

#### ウ サルにも効果的な防護柵の設置

サルが侵入できる農地が多いことは、集落のエサ資源量が豊富で、集落にサル群を誘引する結果にも繋がるため、サルの侵入を阻害するのに効果的な防護柵設置を進める。

イノシシ、シカだけでなくサルにも効果がある多獣種防護柵として、兵庫県香美町で考案された通電式支柱である「おじろ用心棒」が県内に普及しつつある。

追い払いが困難な山間の菜園や果樹園などを囲うだけでなく、集落防護柵にも通電式支柱を応用し、サルが侵入できない集落を形成することで、結果として集落のエサ資源量を削減し、集落への出没を抑制する。

## **エ 集落ぐるみの追い払い（組織的な追い払い）**

頭数が50頭程度で、集落が群れの行動域の周縁部にある場合であれば、「集落ぐるみの追い払い」を実施することで、行動域自体を変化させることも可能であり、大幅な被害軽減も可能である。「獣害につよい集落づくり」により、サルが農地や人家周辺等に滞在することを許さないような状況を作っていく必要がある。集落でサルを見かけたら、追い払うことが重要であるが、サルは高齢者や女性など体力の弱い人を見分けるため、それぞれ体力に応じた追い払い道具を利用するなど効率的な追い払い活動を行う。

また、集落住民による追い払い隊等を結成し、組織的な活動を行うことで、さらに効果的な追い払いが期待できる。

## **オ 捕獲の実施**

個体数の増加率が高く、農作物被害を受ける地域の拡大や群れの分裂が予想される場合や、人馴れが進み人身被害・人家侵入などの重度の生活環境被害を繰り返す群れで、被害対策の効果が現れない場合は、適切な捕獲を行う必要がある。

### **② 地域個体群の安定的な維持**

県内の地域個体群が、将来にわたり安定的に存続できるように、群れごとの生息動態をモニタリング等しながら、群れ分布の連続性に留意した被害対策を実施する。

## **(4) 目標達成の方策**

### **① 群れの生息動態把握のための調査の実施**

群れごとの加害レベルの判定や、被害対策の効果の検証のため、群れの生息動態把握を行う。

### **② 加害レベルの判定と対策**

集落アンケート等により得られたデータを基に、加害レベルの基準により各群れの加害レベルを5段階で判定し（参考表1）、対策を実施する。

以下に、各レベル毎の対策（案）を示す。

【レベル1】（状況） サルの群れが生息するが、ほとんど被害が出ることはない。

稀に少数のサルが林縁部の柿や栗等を食害している。

□被害程度：0～1 被害なし～ほとんどなし

□出没頻度：0～1 見ない～あまり見ない

生活被害：0 被害なし

見たときの反応：逃げる

(対策) 常時被害まで至っておらず、サルが集落に近づかない習慣付けが必要。

出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、サルが集落を危険視する習慣付けを行うことが重要。

[レベル2] (状況) 群れ、または一部の個体が、季節的に森の中の果樹園やシイタケ、タケノコ等を食害する。少数の個体が林縁部の野菜等を食害している。農耕地に群れ全体が出てくるようなことはない。被害作物は、選択的。

被害程度：1～2 ほとんどない～軽微

出没頻度：0～1 あまり見ない

生活被害：0 被害なし

見たときの反応：逃げる

(対策) 被害程度は軽微な場合で、サルを集落に近づかせない対策が必要。

出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行うことが特に重要。

[レベル3] (状況) 群れの大半の個体が農耕地に出てきて、農作物を食害している。被害発生は、季節的で、群れが単発的に農耕地に現れている。少数個体が人家の軒下近くまで現れるようになり、柿等を食害する。

被害程度：2～3 軽微～大きい

出没頻度：1～2 あまり見ない～たまに見る

生活被害：0 被害なし

見たときの反応：1～2 逃げる～逃げない

(対策) 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて積極的に追い払いを行うとともに、電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐことが効果的。必要に応じて有害鳥獣捕獲の実施を行う。

[レベル4] (状況) 群れ全体が、通年耕作地の近くに生息しており、常時食害がある。果樹園等の被害が増加し、また、冬の落ち穂拾い等が常習化している。被害作物が多様化し、一年中被害が出てい

る。

□被害程度：3～4 大きい～甚大

□出没頻度：2～3 たまに見る～よく見る

□生活被害：0～1 器物破損

□見たときの反応：2～3 逃げない～人を威嚇する

(対策) 追い払いに加えて電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施を行い、群れの状況によっては、個体数調整による捕獲も実施する。

[レベル5] (状況) 農耕地への出没が常態化し、集落や人家の中に入り込む場合も多い。サルの人馴れが進み、人を威嚇したり、人身被害の恐れがある。

□被害程度：4 甚大

□出没頻度：3 よく見る

□生活被害：1 住居侵入

□見たときの反応：3 人を威嚇する

(対策) 大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、有害鳥獣捕獲の実施や、個体数調整による捕獲を実施する。

なお、加害レベルが低い場合にあっても、必要に応じて、有害鳥獣捕獲を実施できるものとする。

### ③ 地域実施計画の策定

個体数調整のための捕獲を行う場合には、別に定める「地域実施計画」を市町が策定し、県の承認を受けるもとする。地域実施計画の策定に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けることとし、各市町の獣害防止対策協議会等で協議し、情報の共有を図ることとする。

なお、県は、市町が地域実施計画を定める際には、必要となるサル群れの行動域や個体数等の情報を提供するなど、協力を行う。

## 6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

### (1) 個体数管理の考え方

被害が甚大な群れや人身被害の可能性の高い群れ、および人家侵入などの重度の生活環境被害を繰り返す群れについては、個体数管理としての捕獲を実施する。

なお、被害防除対策としての捕獲は、有害鳥獣捕獲も有効であることから、状況に応じて実施する。

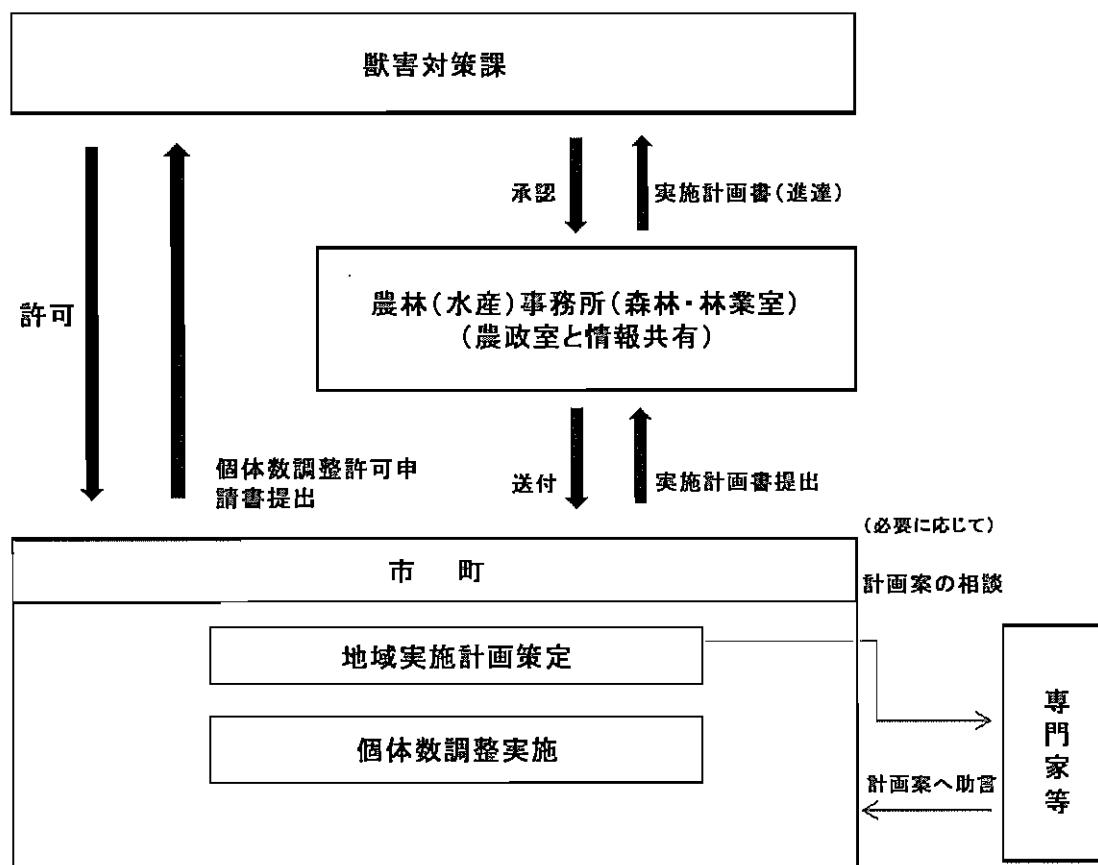
また、捕獲により群れの分裂が生じないように留意するとともに、バランスのとれた構成の群れとなるよう配慮する。

## (2) 個体数管理の方法

### ① 加害レベルに応じた地域実施計画策定と管理

加害レベルが4以上で、個体数調整として捕獲を実施する場合は、別に定める地域実施計画を作成し、許可後、計画的・効果的に捕獲を実施することとする。

ただし、個体数調整として捕獲が必要な群れにあって、地域実施計画を作成するまでの間は、暫定的に有害鳥獣捕獲により実施できることとする。



【図7 個体数調整実施フロー】

## ② 捕獲方法等

サルを捕獲する方法は、銃器によるものと、わな（箱わなと囲いわな等）に大きく2つに区分される。

### 1) 銃器による捕獲

集落等に隣接した農耕地に出没し、作物を食べているサルには、銃を発砲することができない場合があることから、群れが発砲可能な場所にいることを確認したうえで捕獲を開始するなど、安全性を第一に考える。

### 2) わなによる捕獲

わなの種類は、設置する地形や被害発生地域の周辺の環境、被害の程度等により決定する。

わなの設置は、農地内で行わずに侵入ルート上で行うことや過度の撒き餌によりサルの群れをおびき寄せないようにする。

## ③ 有害鳥獣捕獲の推進

有害鳥獣捕獲は、被害防止対策としての効果も認められることから、各地域の被害実態に応じて、市町、農業従事者等地域住民、狩猟関係団体等と連携して、適正かつ計画的・効果的に実施する。

## ④ 捕獲個体の処理等

捕獲は、適切な方法により行い、わなで捕獲した個体はできるだけ苦痛を与えない方法で殺処分し、残滓(ざんし)は、山野に放置することなく適切に処理する。

## ⑤ 狩猟者の確保

近年の狩猟者数の動向は、「わな猟免許」の取得者が増加傾向にあるものの、全体として減少し、高年齢化が進んでいるので、新たな狩猟免許所持者の確保に努める必要がある。

被害対策の一環として農林業従事者自ら捕獲できるように、狩猟免許取得を奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術の向上と効果的かつ安全な捕獲活動を推進する。

## 7 生息環境の管理に関する事項

野生鳥獣の生息地を適切に整備すること、あるいは、野生鳥獣の生息地と農地との間に緩衝地帯を設けることなどにより、農地や集落への出没を減少させ、被害を減らすための生息環境の管理を行う。

サルは、果実や種子、若葉、花、昆虫などを好む雑食性の動物であることから、人工林の間伐などにより林床植物の発生、広葉樹林の育成など生活環境となる森林等を適切に整備する。

また、集落や農地と生息地である森林等との間に帯状に見通しのよい空間（緩衝地帯）を人工的に整備し、森林等から農地等へ出没しにくい環境を作り出す。

## 8 その他保護管理のために必要な事項

### (1) モニタリングの実施

状況の変化に応じて適切な計画に見直すため、県と市町は連携し、以下のモニタリングを実施する。

#### ①生息状況

集落等の協力を得て、群れの分布、個体数等について、可能な範囲内で把握を行う。

#### ②被害発生状況

集落等の協力を得て、出没状況、被害状況および被害額等の把握を行う。

#### ③被害防除実施状況

被害防除の実施状況等について、把握を行う。

#### ④捕獲状況

捕獲の状況について、把握を行う。

### (2) 計画の実施体制

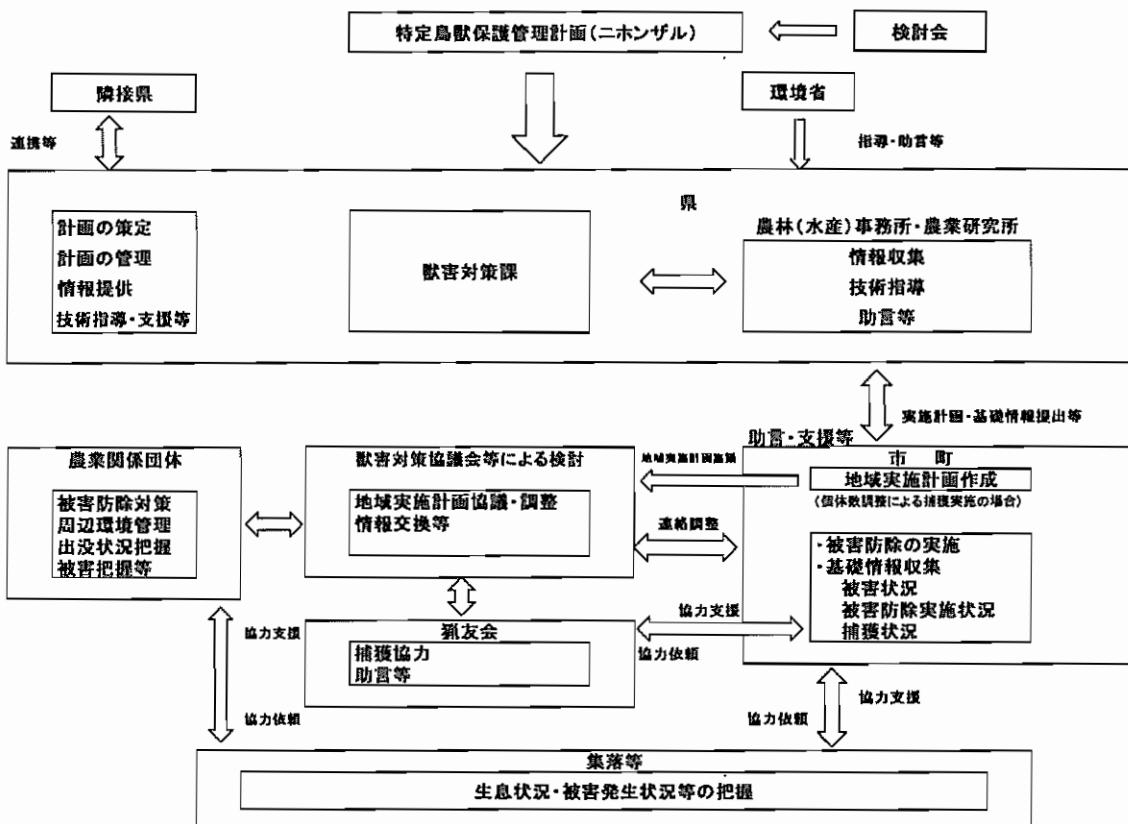
#### ① 実施体制の整備について

本計画に基づき施策を推進するため、関係省庁や地方自治体（近隣府県・県内市町）等各行政部局間の連絡・調整を密にするとともに、関係市町においては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画との整合性を図る。

県と市町は連携し、各群れの状況を把握するとともに、個体数調整のための捕獲を行う場合は、市町は、群れごとの地域実施計画を作成し、県の許可後、計画的に捕獲を実施することとする。

県は、必要に応じて専門家等で構成する検討会を開催し、特定計画の実

施や見直しに必要な事項について、意見を聞くこととする。



【計画の実施体制概念図】

## ② 合意形成について

特定計画の実施に当たっては、県および市町が調整して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開に努めるとともに、広く合意形成を図る。

## ③ 普及・啓発について

県および市町は、地域内外の理解と支援を得るために、被害の現状、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。

## (3) 狩猟等に伴う事故・違反の防止

狩猟者団体と協調し、捕獲従事者等に対して安全対策やマナーの向上について普及・啓発に努め、関係する機関と連携して事故や違反の防止に万全を期す。

## 【参考資料】

【参考表1】  
群れごとの加重率

管内	旧市町村	群れ	被寄程度	出現頻度	生息被害	反応	群れの判定
四日市	藤原町	藤原A(山口)	3.50	3.00	0.00	1.00	3
四日市	藤原町	藤原B	3.57	2.86	1.00	1.17	4
四日市	藤原町	藤原C(いなべ西野尻)	3.00	3.00	0.00	1.50	3
四日市	藤原町	藤原D(いなべ淵)	4.00	3.00	0.00	3.00	4
四日市	藤原町	藤原E(小原一色)	3.00	3.00	0.00	1.00	3
四日市	いなべ市	員弁A(いなべ平古)	0.00	0.00	0.00	0.00	3
四日市	多度町	多度A	0.00	0.00	0.00	0.00	1
四日市	多度町	多度B	0.00	0.00	0.00	0.00	1
四日市	北勢町	北勢A(いなべ山郷)	3.00	3.00	0.00	2.00	4
四日市	北勢町	北勢B(いなべ其原)	0.00	0.00	0.00	0.00	1
四日市	北勢町	北勢C(いなべ麻生田)	4.00	3.00	2.00	2.00	4
四日市	大安町	大安A(いなべ石ぐれ)	3.50	3.00	1.50	2.00	5
四日市	菰野町	菰野A	3.00	3.00	0.00	1.00	3
四日市	菰野町	菰野B	2.50	2.50	2.00	1.00	3
四日市	菰野町	菰野C(推測)	4.00	3.00	1.00	2.00	4
四日市	四日市市	四日市A	3.10	2.40	1.00	1.56	4
四日市	四日市市	四日市B	2.75	2.25	1.00	1.33	3
四日市	鈴鹿市	鈴鹿A(庄内)	3.25	3.00	1.00	2.33	5
四日市	鈴鹿市	鈴鹿B(北畑)	3.17	2.83	1.00	1.80	5
四日市	龜山市	龜山A	2.83	2.86	1.00	1.63	3
四日市	龜山市	龜山B	2.33	2.67	1.00	1.75	3
四日市	龜山市	龜山C	2.53	2.19	1.25	1.64	3
四日市	龜山市	龜山D	2.00	3.00	1.00	2.00	3
四日市	龜山市	龜山E	2.50	2.67	0.00	1.00	3
四日市	閑市	閑C	3.17	2.67	1.00	1.50	4
四日市	閑市	閑D	2.67	2.50	1.00	1.64	3
津	芸濃町	芸濃A	2.71	2.57	0.00	1.71	3
津	津市	津A(推測)	2.67	2.33	1.00	1.60	3
津	津市	津B(推測)	2.50	2.00	0.00	1.33	3
津	津市	津C(片田)	3.00	3.00	1.00	2.00	4
津	美里村	美里A	3.75	3.00	1.00	1.63	4
津	美里村	美里B	0.00	0.00	0.00	0.00	1
津	美里村	美里C	3.00	3.00	1.00	2.00	4
津	美里村	美里D	3.00	2.71	1.00	1.14	4
津	美里村	美里E	3.25	3.00	1.00	2.00	4
松阪	松阪市	松阪A	3.57	3.00	1.33	1.14	4
松阪	松阪市	松阪B(阪内)	2.95	2.52	1.00	1.61	4
松阪	勢和村	勢和A	2.67	2.00	0.00	1.00	3
松阪	勢和村	勢和B	3.00	2.67	0.00	1.00	3
松阪	勢和村	勢和C	1.00	1.00	0.00	1.00	2
松阪	飯高町	飯高A	3.00	2.00	0.00	2.00	3
松阪	飯高町	飯高B	2.75	2.25	0.00	1.50	3
松阪	飯高町	飯高C	3.33	2.67	0.00	2.00	3
松阪	飯高町	飯高D	3.33	2.67	0.00	1.75	3
松阪	大台町	大台G	3.00	2.67	0.00	1.67	3
松阪	宮川村	宮川A	4.00	3.00	0.00	1.00	4
松阪	宮川村	宮川D	0.00	0.00	0.00	0.00	1
松阪	宮川村	宮川E	0.00	0.00	0.00	0.00	1
松阪	宮川村	宮川F	4.00	3.00	1.00	1.00	4
伊勢	伊勢市	伊勢A	3.50	3.00	0.00	1.50	3
伊勢	伊勢市	伊勢B	4.00	3.00	0.00	0.00	3
伊勢	度会町	度会B(推測)	1.25	1.50	0.00	1.00	2
伊勢	南勢町	南勢A	3.00	2.67	1.00	1.67	4
伊勢	南勢町	南勢B	3.25	2.75	1.00	1.50	4
伊勢	南勢町	南勢C	3.00	2.50	1.00	2.00	4
伊勢	南勢町	南勢D	0.00	0.00	0.00	0.00	1
伊勢	南島町	南島A(推測)	3.00	2.67	2.00	1.33	5
伊勢	南島町	南島B(推測)	3.00	3.00	1.00	1.33	4
伊勢	志摩町	志摩A(五知)	3.50	3.00	1.50	1.00	4
伊勢	紀勢町	紀勢A	2.88	2.50	2.00	1.57	4
伊勢	紀勢町	紀勢B	3.25	2.75	0.00	1.40	3
伊勢	大内山村	大内山A	3.00	3.00	1.00	1.00	3
伊勢	大内山村	大内山B	3.00	3.00	1.00	1.00	4
伊勢	大内山村	大内山D	4.00	3.00	0.00	2.00	4
松阪	大台町	大台A	3.00	3.00	0.00	2.00	3
伊勢	度会町	度会A	3.00	3.00	0.00	1.00	3
松阪	大台町	大台C	3.00	2.00	0.00	2.00	3
伊賀	上野市	上野A(瀧)	3.20	2.70	1.38	1.60	4
伊賀	上野市	伊賀A(岡鼻)	2.94	2.69	1.00	1.64	4
伊賀	上野市	伊賀B(川東)	3.25	2.88	1.33	1.17	4
伊賀	阿山町	阿山A(甲賀)	3.00	2.71	1.20	2.14	4
伊賀	大山田村	大山田A(下阿波)	3.13	2.63	1.67	1.43	3
伊賀	大山田村	大山田B(広瀬)	3.22	2.78	1.38	1.56	4
伊賀	大山田村	大山田C(鳳凰寺)	3.27	2.73	1.29	1.55	4
伊賀	青山町	青山A(霧生)	3.60	2.60	1.00	1.80	4
伊賀	名張市	名張A	3.50	3.00	1.00	1.75	4
伊賀	名張市	名張B	3.75	2.75	2.00	1.50	5
尾鷲	紀伊長島町	紀伊長島A	0.00	0.00	0.00	0.00	1
尾鷲	紀伊長島町	紀伊長島C	3.00	2.60	1.00	1.00	4
尾鷲	紀伊長島町	紀伊長島F	0.00	0.00	0.00	0.00	1
尾鷲	尾鷲市	尾鷲B(向井)	4.00	3.00	1.00	1.00	4
尾鷲	尾鷲市	尾鷲C	0.00	0.00	0.00	0.00	1
尾鷲	尾鷲市	尾鷲D	0.00	0.00	0.00	0.00	1
尾鷲	尾鷲市	尾鷲E	0.00	0.00	0.00	0.00	1
尾鷲	尾鷲市	尾鷲F	0.00	0.00	0.00	0.00	1
熊野	熊野市	熊野A	3.00	2.00	0.00	2.00	3
熊野	熊野市	熊野B	3.00	2.00	0.00	1.50	3
熊野	熊野市	熊野E	3.00	3.00	0.00	1.00	3
熊野	紀宝町	紀宝A	0.00	0.00	0.00	0.00	1
熊野	御浜町	御浜C	3.50	2.50	0.00	1.50	3
熊野	御浜町	御浜E	0.00	0.00	0.00	0.00	1

【参考表2】

頭数が確認されている群れ

管内	旧市町村	群れ名	頭数
四日市	藤原町	藤原A(山口)	189
四日市	藤原町	藤原E(小原一色)	69
四日市	北勢町	北勢B(いなべ其原)	85
四日市	四日市市	四日市A	139
四日市	四日市市	四日市B	147
四日市	鈴鹿市	鈴鹿B(北畠)	122
津	津市	津C(片田)	97
松阪	松阪市	松阪B(阪内)	77
松阪	宮川村	宮川D	23
伊勢	伊勢市	伊勢A	99
伊勢	紀勢町	紀勢A	88
伊勢	紀勢町	紀勢B	71
松阪	大台町	大台C	22
伊賀	上野市	上野A(瀧)	88
伊賀	上野市	伊賀A(岡鼻)	141
伊賀	上野市	伊賀B(川東)	146
伊賀	阿山町	阿山A(甲賀)	63
伊賀	大山田村	大山田A(下阿波)	58
伊賀	大山田村	大山田B(広瀬)	78
伊賀	大山田村	大山田C(鳳凰寺)	54
伊賀	青山町	青山A(霧生)	20
伊賀	名張市	名張A	43
伊賀	名張市	名張B	38
		計	1,957

## 【参考 各地域のサルの群れの状況】

### 1 北勢地域のサルの群れ

平成21年度から22年度に実施した調査（三重県農業研究所）によれば、いなべ市には旧藤原町内に約200頭という個体数の群れを筆頭に、5つ程度の群れが存在する。いなべ市周辺の地域は県内でも古くからサル被害が発生していた地域であり、稲・麦・大豆をはじめ、水田農業の盛んな地域であることから、サルのエサ資源も豊富であり、被害の多発と個体数の増加を招いていると推察される。

旧藤原町内だけでなく、旧北勢町から旧員弁町にかけても、複数のサル群が認められ、一部は集落周縁部のみを行動域とする群れもあり、局所的には生活被害も発生している。

菰野町には未調査ではあるが、群れが存在すると思われ、また、四日市市にも100頭を超える大型かつ一部住宅地を行動域とする群れが存在する。



【参考図1 北勢地域のサルの群れ】

### 2 伊賀～鈴鹿地域のサルの群れ

平成21年度から22年度に実施した伊賀市のサル群調査によると、川東群（伊賀B群）、岡鼻群（伊賀A群）については、140頭という非常に多い個体群の群れとなっている。

平成9年度から11年度の調査（三重県環境森林部）と平成21年度から22年度の調査（三重県農業研究所）で比較できる群れは、伊賀B群、大山

田B群、上野A群、大山田C群である。このうち、伊賀B群と上野A群については、その行動域が拡大、または人里周辺や平野部への進出が進んでいる。

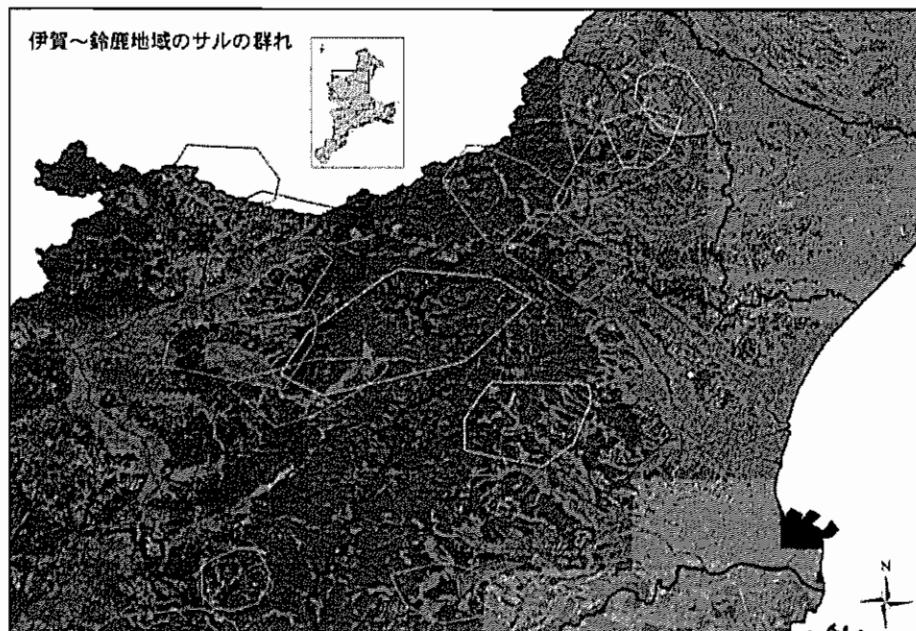
具体的には、伊賀B群では、10年前は山地周辺を行動域としていたが、現在は、平野部に移動してきており、以前は、サルが目撃されなかった川東地区周辺がコアエリアとなっている。

上野A群では、以前は行動域に入っていた富岡、中島地区が行動域に入っている。これらは、10年前の調査のヒアリングでは、「サルは存在しない」という回答があった集落であり、10年間のサル群の行動変化を示している。

上記2群の行動域が拡大している部分は、転作麦・大豆の団地が存在するエリアであり、転作作物があるが故のエサ資源の豊富さが、サルの行動域の変化と個体数の増加の一因となっていると推測される。

大山田A群では比較的頭数も少なく、後部に山地を擁する行動域であることもあり、複数集落での追い払いや効果的な防護柵などの被害管理が進み、集落周辺への出没が減少しつつある。

亀山市にも多数の群れが数珠つなぎに存在し、一部は行動域を拡大し市街化区域に出没しつつある。



【参考図2　伊賀～鈴鹿地域のサルの群れ】

### 3 伊賀～南勢地域のサルの群れ

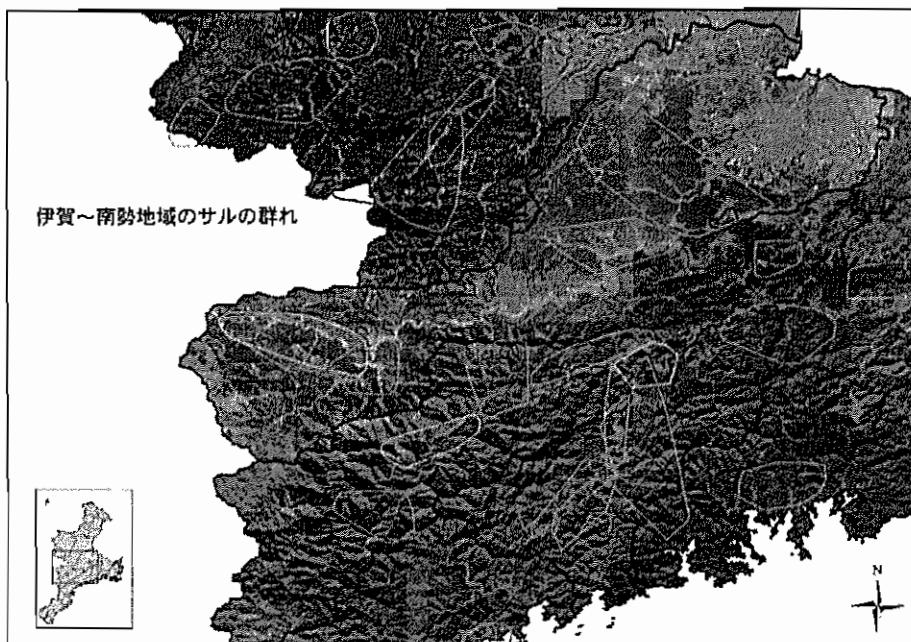
伊賀から南勢にかけては、名張市から伊賀市南部、旧美杉村にかけ、同一地域個体群と推察される数群の群れが存在する。

津市には住宅地にも出没する 100 頭前後の大型の群れが存在する一方、旧美里町や旧美杉村内に、未調査の群れもいくつか存在すると推察される。

松阪市奥部の旧飯高町、大台町奥部の旧宮川村に複数の群れが存在している。これらの群れは、山間部であり、エサ資源は平野部ほどは多くなく、個体数の増加は農業地域の群れに比べ比較的少ないと考えられる。

一方、大台町から大紀町にかけては 70 頭前後の比較的大型の群れも存在し、農地も多く集落数も比較的多いことから、被害は大きい。

旧松阪市にも数群が存在し、一部、追い払い等の被害対策により、被害を軽減できている事例も見られるが、エサ資源等となる農地、集落数ともに多いことから、被害が深刻な場合が多い。

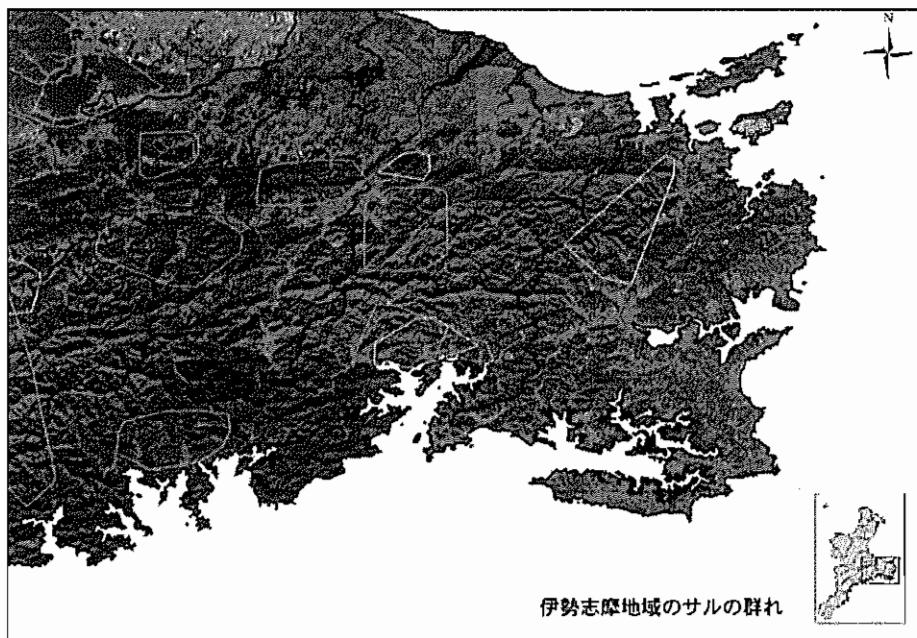


【参考図3 伊賀～南勢地域のサルの群れ】

#### 4 伊勢志摩地域のサルの群れ

伊勢市内には 2 ~ 3 程度の群れが存在し、一部で、集落による被害対策も進んでいる地域もあるが、比較的住宅地などの市街化地域中心の行動域を持つため被害の拡大が懸念される。旧南勢町には小グループ化した複数の群れが数珠つなぎに存在する。

柑橘の産地であることから、山間地であってもエサ資源が豊富であり、その被害は深刻である場合が多い。また、旧南島町や鳥羽市にも未調査であるが群れが存在すると思われる。



【参考図4　伊勢志摩地域のサルの群れ】

## 5 紀北地域のサルの群れ

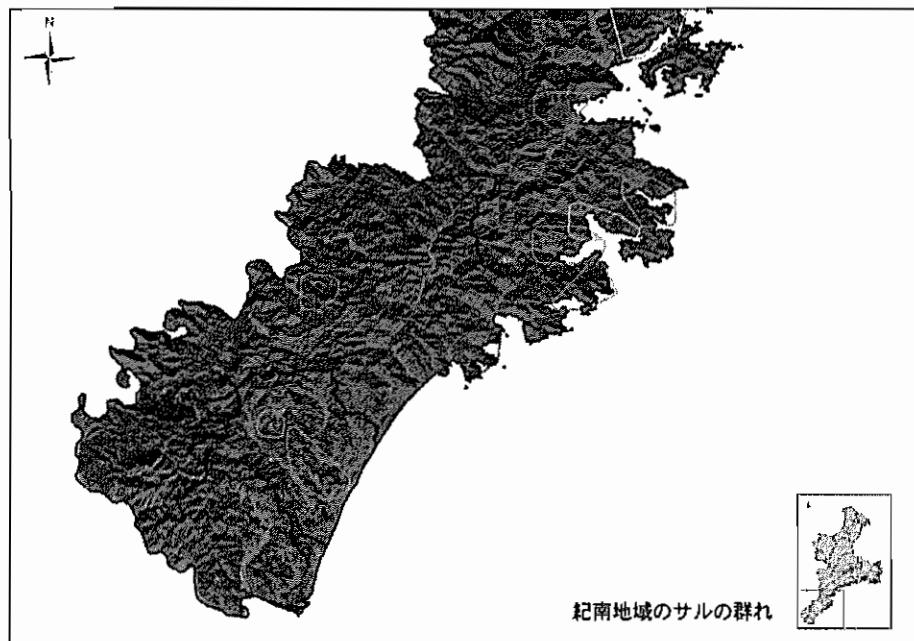
柑橘生産地であることから、山間部でもエサ資源が豊富で、被害も深刻である場合が多い。また、未調査の群れも存在すると思われる。



【参考図5　紀北地域のサルの群れ】

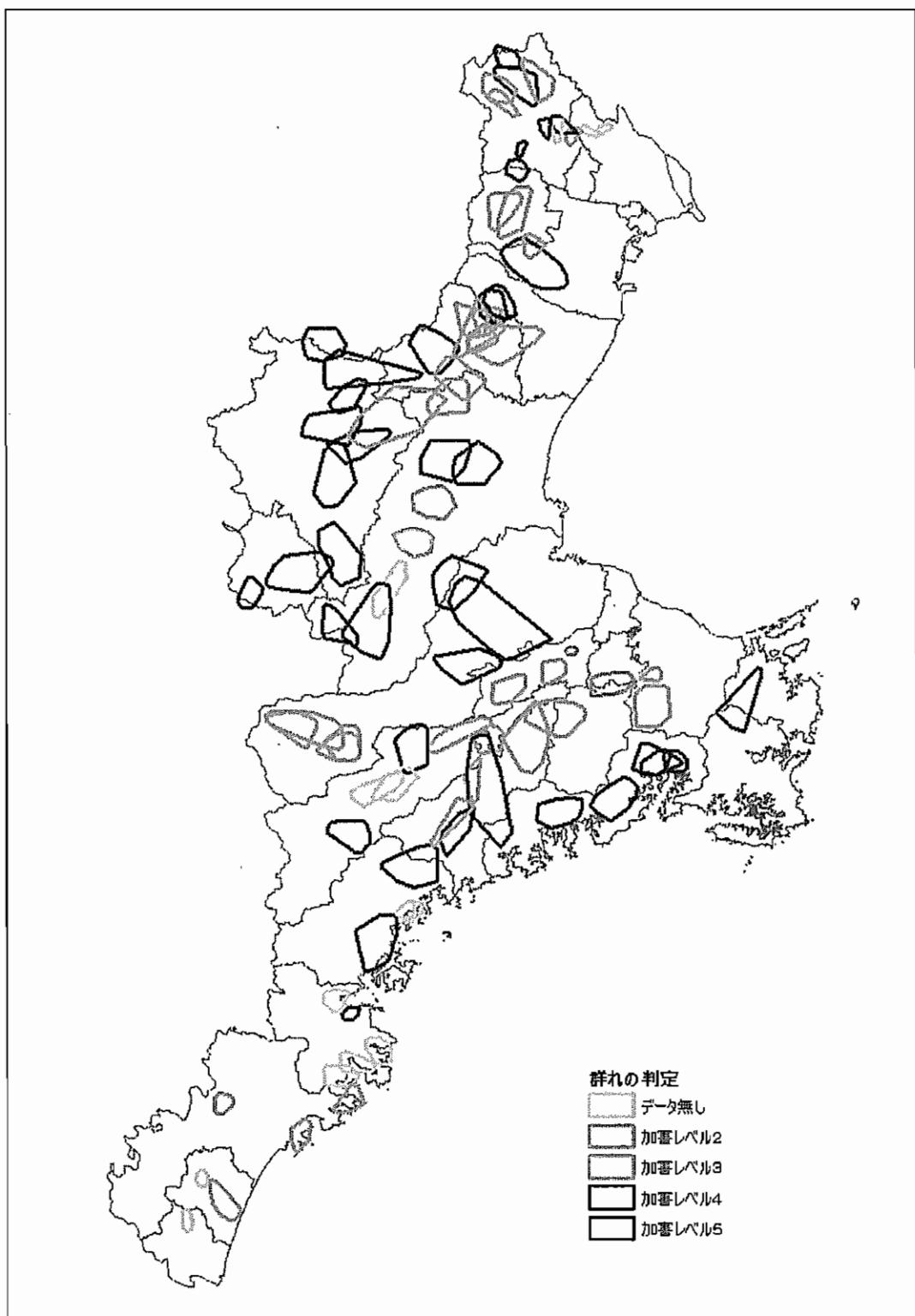
## 6 紀南地域のサルの群れ

柑橘生産地であることから、山間部でもエサ資源が豊富で、被害も深刻である場合が多い。また、未調査の群れも存在すると思われる。

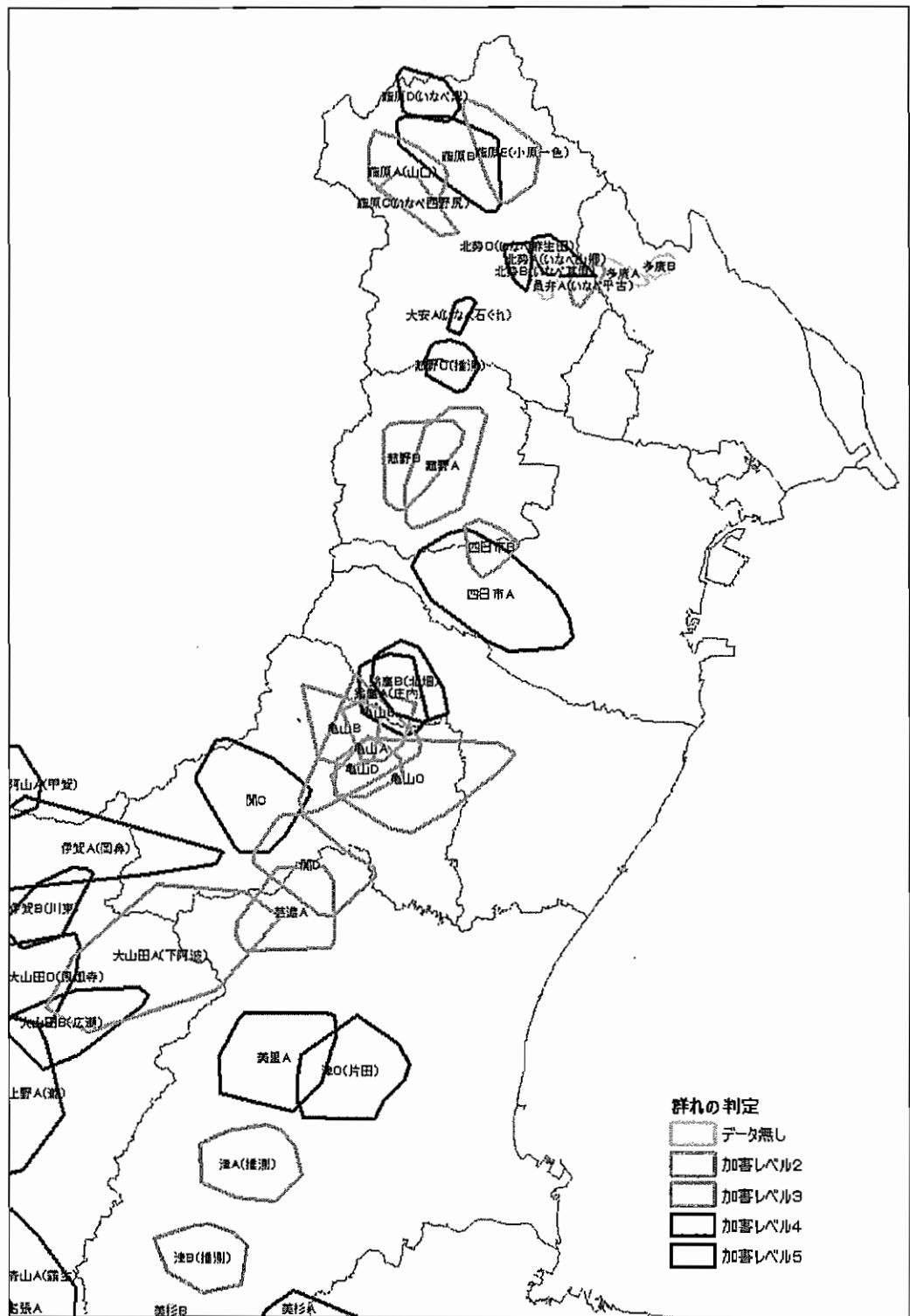


【参考図 6 紀南地域のサルの群れ】

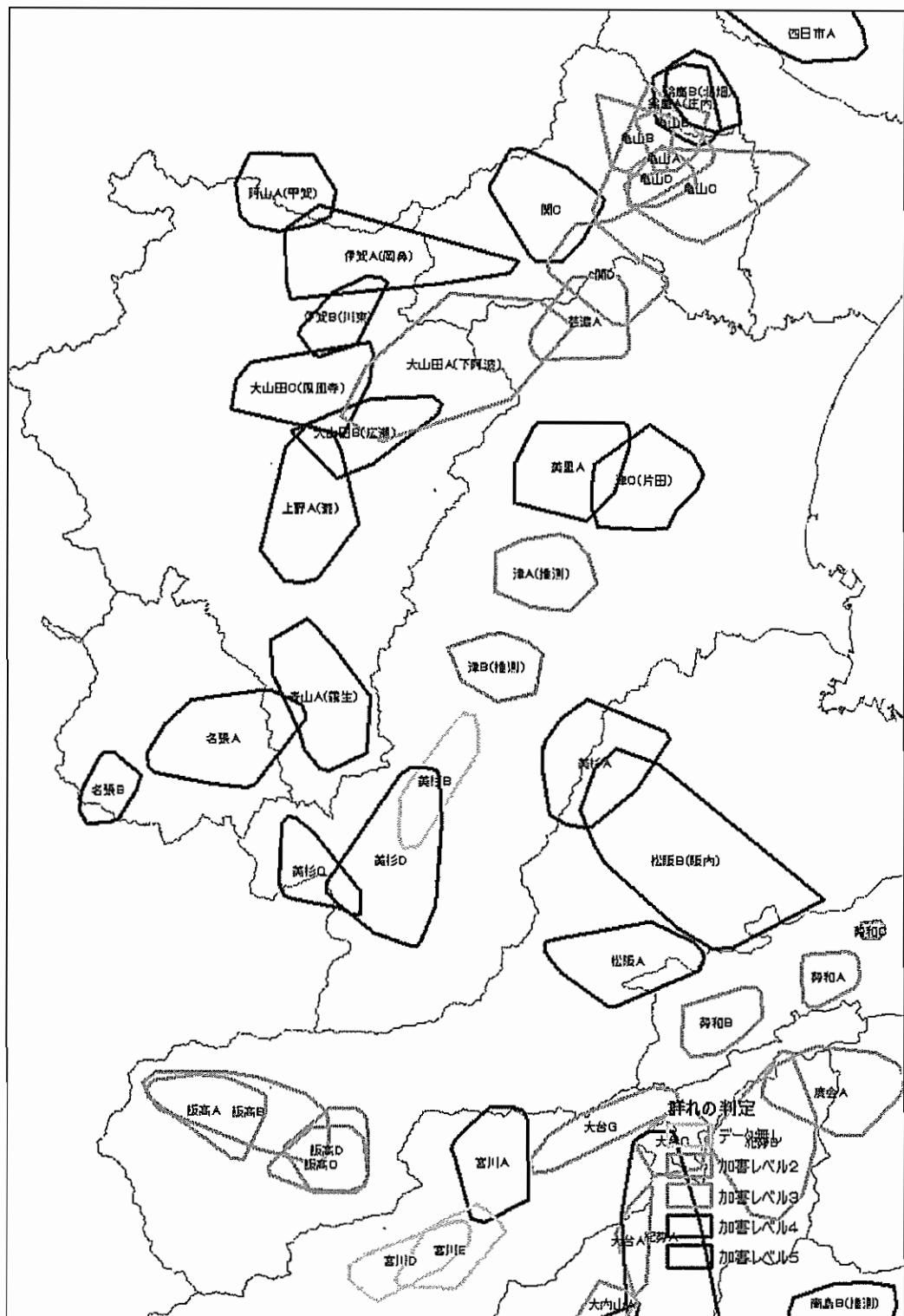
【参考図7 サルの加害レベル図（三重県全体）】



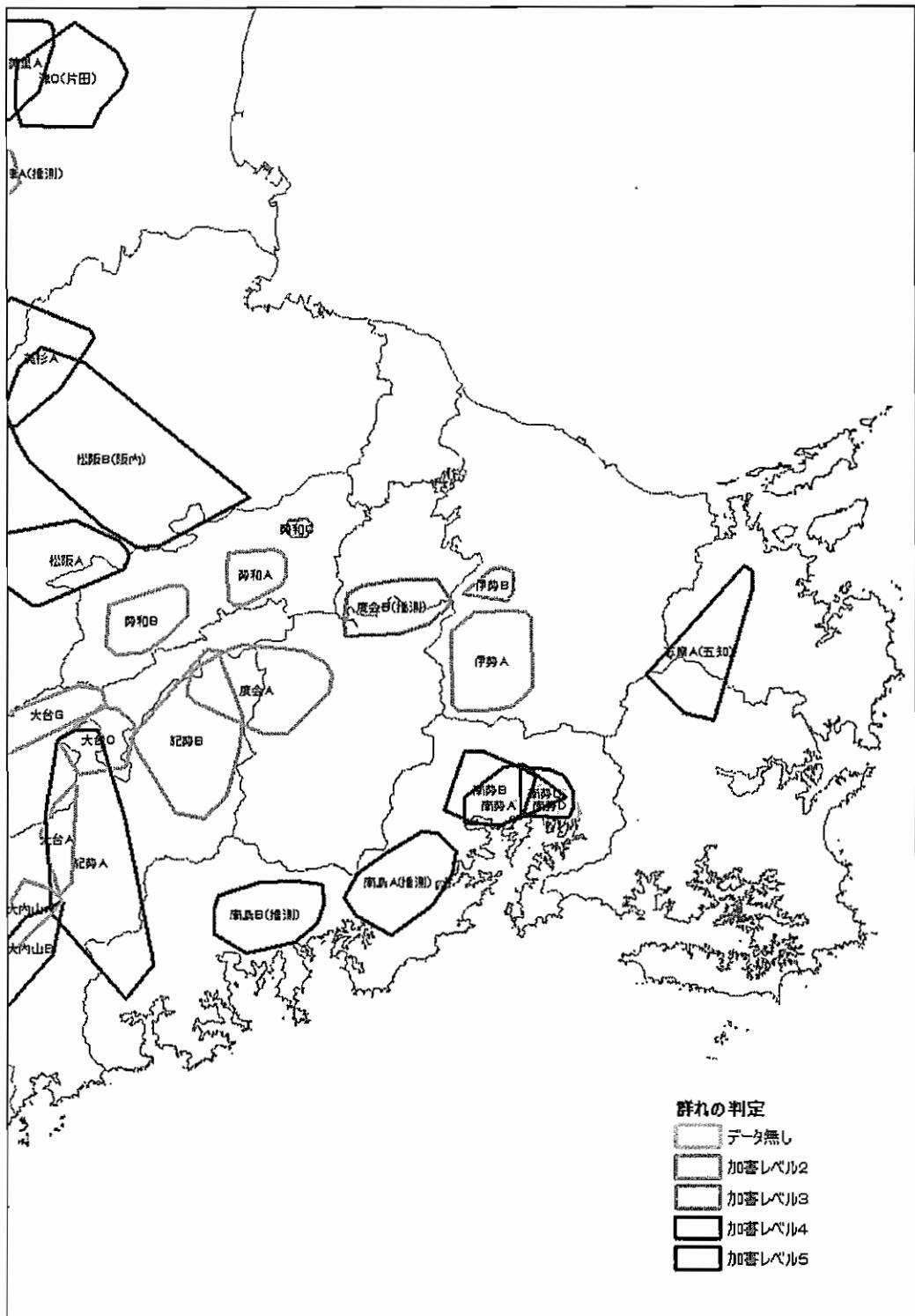
【参考図8 サルの加害レベル図（北勢～津）】



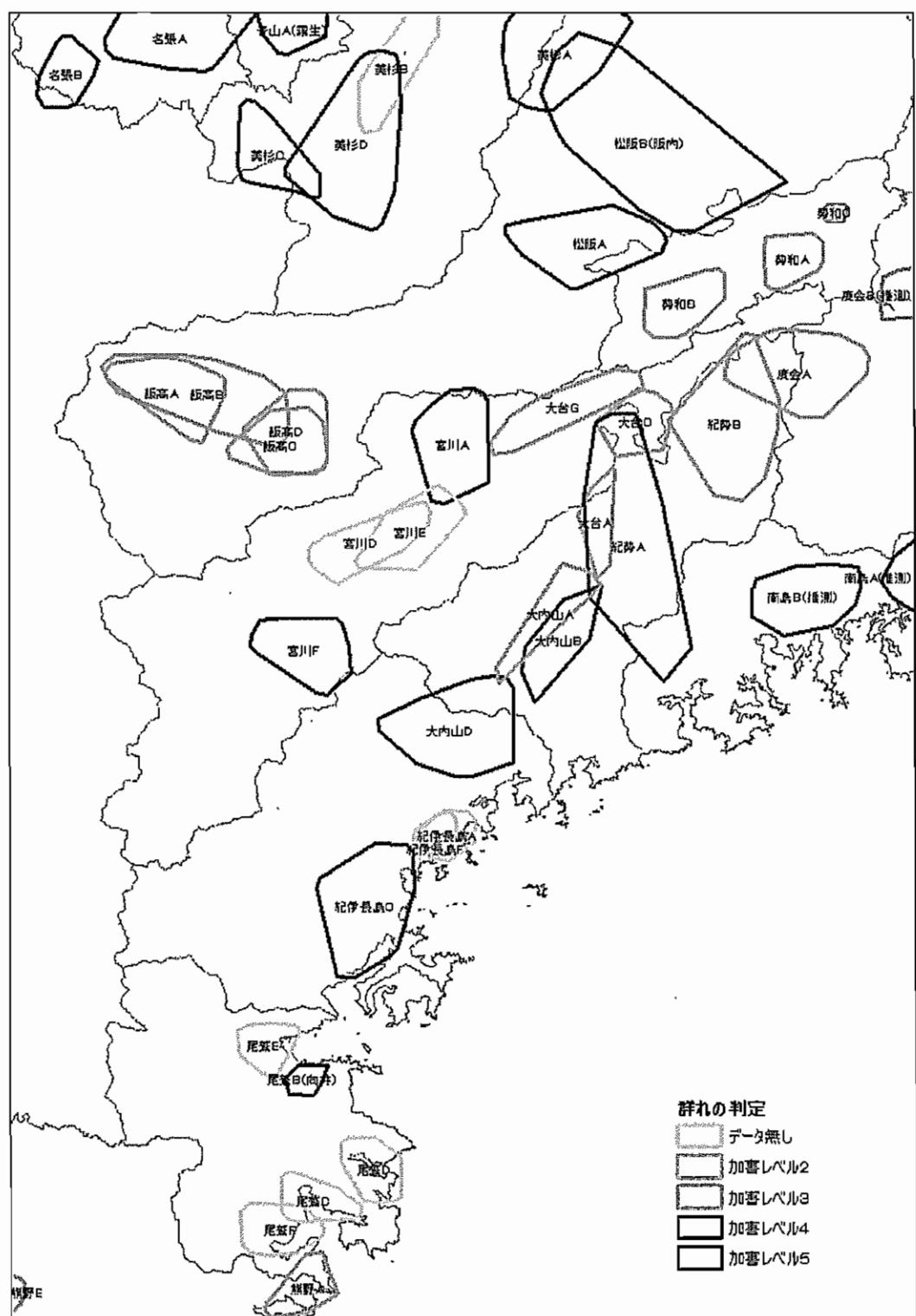
【参考図9 サルの加害レベル図（亀山～松阪）】



【参考図10 サルの加害レベル図（伊勢志摩）】



【参考図 1.1 サルの加害レベル図（中勢～尾鷲）】



【参考図12 サルの加害レベル図（尾鷲・熊野）】

